

警報発令時の臨時措置について

貝塚市に『特別警報』・『大雨警報』・『暴風警報』

が発令された場合、下記の様な措置を取ります。

記

- ① 午前7時に、『特別警報』・『大雨警報』・『暴風警報』が発令されているときは、休校にします。(洪水、雷、高潮等の警報は含みません。) なかよしホームも休みです。
 - ② 午前7時以降に、警報が発令されたとしても、原則休校になりますので、発令時点で登校していない場合は、そのまま自宅待機してください。すでに登校している児童については、学校で待機してもらいますので、お迎えをお願い致します
 - ③ 登校後(8時25分以降)、警報が発令されたときは、校長が判断して、下校させることがあります。その場合にそなえて、「どこへ帰宅するか」を家庭で十分に話し合い、きちんと約束をしておいてください。(確認のお手紙を配付します)
- 登校後に下校することになった場合は、時刻などを学校ホームページとスクリレにて連絡します。

※大雨警報の場合、「天候は回復したが、警報が解除されない」ときがあります。それは、「浸水害」「土砂災害」「浸水・土砂災害」の心配が残っているからです。永寿小学校区では、貝塚市のハザードマップで「土砂災害」の対象になっているところがありますので、天候に関係なく上記の措置をとりますのでよろしくお願いいたします。

※上記の措置については、年間適用されますので、このお知らせを大切に保存しておいてください。